

Title	ゾーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折
Sub Title	The failed reformation in solothurn
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2004
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.2/3 (2004. 12) ,p.1(147)- 34(180)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20041200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ゾーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折

野々瀬 浩 司

はじめに

宗教改革は都市に始まり、そこで民衆に長い間深く根づいたという見解に同意する研究者は、今日まで数多く存在する。特にその見方を強調したA・G・デイケンズは、「宗教改革は都市の現象であつた」と述べている。⁽¹⁾近年になってようやく農村の宗教改革についての本格的な研究が現れ始めたが、現在でも市民の改革運動に関する研究は、他の諸身分に関するもの以上に活況を呈している。

都市史の枠組みの中で宗教改革を考察した最も代表的な歴史家として、B・メラーが挙げられる。彼の名著『帝国都市と宗教改革』が公刊されて以来、⁽²⁾宗教改革史研究においては、従来の神学思想史や政治史中心の伝統

的なアプローチから離れて、都市との関係に注目して社会的に考察する視座が開かれた。取り分けメラーは、諸都市の中でも、高度な政治的自治と独立を獲得し、より強度にゲノッセンシャフト的に構成されていた帝国都市と宗教改革の浸透との相関関係を指摘した。彼によれば、一五二一年の神聖ローマ帝国内には約六五の帝国都市が確認されるが、その中で五〇以上の都市が公式に宗教改革を導入したというのである。さらに彼は、改革運動の中心的な担い手を、市参事会で影響力を持っていた上層市民や、市政から締め出されていた職人や労働者などの第三身分や下層民ではなく、都市共同体に所属する一般市民と判断した。宗教改革者が俗人に対する聖職者の優位性を否定し、構成員の原理的平等を唱えたので、市民はその神学とゲノッセンシャフト的理念を結び付け

て、新しい宗教運動を展開させた。それに対して全体的に市参事会や特権市民層は、宗教改革の推進力とはならず、むしろそのブレーキの役割を果たした。なぜなら、彼らはカトリック教会から経済的な諸特権を与えられていたために、市内に複数の宗派による対立の勃発を回避する政策を採用し、保守的傾向を示したからである。さらには、社会的願望と宗教的要求を結合させた農民戦争は、既に始まっていた都市の宗教改革をその敗北によって中斷させた。そしてメラーによれば、帝国都市において改革派の説教が最も自由に行われ、多くの聴衆を集め、統治者と被治者とが生きた一体をなし、それによって宗教改革が都市のゲノツセンシャフトの基盤に新しい生命を吹き込み、公共の事柄に関する市民参加を活性化させたというのである。このような理論の背後には、公益を守るための「聖なる共同体」としての中世末の都市におけるゲノツセンシャフトの性格を強調して、市民的共同体と信仰共同体が一致していたと見るメラーの歴史観があった。彼のテーゼは、様々な角度から批判や修正意見を提示され、例えば「共同体」理解や改革運動の担い手と意識についての問題点が指摘されたが、³⁾現在でも基本的な部分において有効性を保持し続けている。さらには

P・ブリックレは、メラーの理論を農村の宗教改革にまで拡大して、「共同体宗教改革論」を展開し、都市の場合との共通性を強調したのである。⁴⁾

そのような学説に照らし合わせれば、ゾーロトゥルンの宗教改革運動は、極めて特殊な例であった。中世後期にこの町は、帝国直属性を獲得し、一四九九年のシュヴァーベン戦争終結によって盟約者団が事実上帝国から独立した後は、自由都市として政治的自治を維持していたにもかかわらず、結局この邦では改革運動は挫折した。近隣に位置する自由都市のベルンとバーゼルは、一五二〇年代後半に相次いで改革派に転向し、西北スイスの大半の地域はローマ教会から離反したが、結局ゾーロトゥルンは頑なにカトリック信仰を維持した。つまりこの邦は、宗派的には孤立した細長い小島のように存在し続けたのである。その上メラーが主張するように、農民戦争が都市の宗教改革運動を遅延させたという一般的趨勢に反して、ゾーロトゥルンの事例は全く異なる史実を提示する。この都市内では、農民戦争以前には宗教改革は萌芽的な小さな痕跡しか認められず、その敗北後に本格的な運動が展開した。さらには、都市と農村の宗教改革の関係に関しても、ゾーロトゥルンは一般的な事例と大き

く異なっている。多くの場合に都市の中心地的機能によつて、改革思想は都市から農村へと拡大した。⁽⁵⁾つまり、都市の方が早期に宗教改革が展開し、農村にはその影響を受けた後で新しい思想が浸透した。ところがゾーロトゥルンの場合は、農村の方でより早く改革運動が開始され、都市では遅れて進展した。しかも農村では改革派が多数派を形成したのにもかかわらず、都市では終始少数派として低迷したのである。このように帝国都市を中心に宗教改革の展開を理論化したメラー説は、ゾーロトゥルンの例には余り適合しない。

なぜゾーロトゥルンの宗教改革は、以上のような特別な道程を辿ったのであろうか。メラー説の有効性について議論する際には、この事例から安易に判断することなく、歴史的経過に即して実証的な史料研究を行う必要がある。その上、日本においてはスイス諸都市の宗教改革に関しては、僅かにチューリヒとバーゼルとジュネーブという三つの対象のみが考察されたに過ぎない。⁽⁶⁾まずゾーロトゥルンの改革運動について叙述する前に、この都市の通史、政治体制、経済状況、外交関係、農村支配、宗教状況などの諸前提について簡略的に説明する。なお、ゾーロトゥルンの宗教改革の経過に対して、取り分けべ

ルン公開討論会と第二次カペル戦争という外的な要因が大きく影響したので、その二つの出来事を境にして三つの時期に区分した。つまり一五二一年から一五二八年までの運動の初期段階、一五二八年から一五三一年までの高揚期、一五三一年から一五三三年までの衰退期と蜂起の失敗である。

第一章 一六世紀以前のゾーロトゥルン史と宗教改革の背景

一六世紀初のゾーロトゥルンは、ほぼ自立的な中規模の都市国家であった。その町の南方には強大な都市邦ベールンが存在し、その他歴史的には幾つかの政治勢力に囲まれながらも、帝国直属性という特権を核にして、自己の領邦高権の及ぶ範囲を着実に細長く拡大していった。⁽⁷⁾アーレ川のほとりに位置するこの自生型の都市の成立年代は、建設型の町とは違って、明瞭には確定されていない。古代ローマ帝国の軍事拠点の確保のために城塞が築かれ、その周辺に聖ウルスと聖ビクトールの殉教地として集落が形成され、それがゾーロトゥルン市の起源と考えられている。⁽⁸⁾中世中期にはゾーロトゥルン市は、周辺の伯権力の管轄から外れた国王都市としてドイツ王自ら

が都市領主であったため、比較的容易に自治権を獲得することができた。一二一八年に王権の代行者として裁判権を行使していた巨大なツェーリンゲン家が断絶し、さらにその後シュタウフェン朝の崩壊に伴い帝国権力が衰退したことが、都市の自立化にとって非常に有利な状況を生みだした。ゾーロトゥルンは、市内にある聖ウルス参事会教会 (St. Ursenstift) との間の権力闘争に勝利して、次第に自己の權益を広げていった。⁽⁹⁾ 一二八〇年に都市の刑事裁判権が整理され、新たに自由人を市民として受け入れることが認可された。一三〇〇年にも国王アルブレヒト一世が再びゾーロトゥルン市に対して旧来の諸特権を確認し、継続して市の権限が確保されたのである。⁽¹⁰⁾

一三四四年にフーゴ・フォン・ブヒェック伯からゾーロトゥルンに、市長選出権が譲渡され、それに伴ってロミスヴィールからジッカーまでの地域に関する上級裁判権を獲得し、さらなる独立と自治を勝ち取っていった。ほぼ同じ時期にツンプト運動の勃発によって、市参事会の構成員が変化し、不十分な形ではあったが、都市門閥だけでなく、一般市民にも幅広く市政参加の道が開かれた。ただし、騎士出身の門閥層によって独占されていた旧市参事会員 (Alträte) の権限の多くは存続し、手工業

者中心で成り立っていた新市参事会員 (Jungräte) に対する選出権を梃子にして、保守勢力が政治の重要な決定権を保持し続けた。一三七六年に市内の商人は帝国の特別な保護の下に置かれ、市参事会は聖霊降臨祭の市場や間接税に関する権限を獲得し、経済活動の発展を促しながらも、財政基盤を創出する有効な手段を得たのである。⁽¹¹⁾ 一四〇九年一月に国王ルプレヒトの勅令によって、ゾーロトゥルンはあらゆる領外裁判権の影響下から解放され、徴税に関する重要な権限も保証された。⁽¹²⁾ 一四世紀末から一五世紀初にかけて市当局は、領邦国家として積極的に支配領域の拡大を志向し、諸地域に関する権利を購入したり、あるいはその抵当権を取得して、周辺農村を統治し始めた。

地理的關係からゾーロトゥルンは、重要な商業路の交差する要衝ではなく、市場としても地方的な軽い役割しか有していなかった。しかも、この邦には重要な輸出品や産業も、大規模な市場もなく、石材以外には生産資源や原料に乏しかった。金属工業はまだ発展せず、目立つた繊維産業はなく、その製品の流通も少なかった。経済投資の中心は、家内工業ではなく不動産であり、ゾーロトゥルンは基本的には農業依存型の都市であった。⁽¹³⁾ 一六

世紀初には生活必需品の価格が五〇%以上も高騰し、市内の手工業者達の経済状況は、僅かな例外を除いて、悪化の一途を辿った。特に一五一三年前後に最も強くインフレが進行したが、市参事会は物価と賃金の比率に経済介入して、手工業者の生活水準を守ろうとはしなかった。それに対して、上層階級は年金収入によって富を蓄え、両者の貧富の格差は拡大した。⁽¹⁴⁾ さらに上層市民は手工業から離れ、土地を購入して地代収入で生活し、政治活動に精力を注ぎ、市参事会への影響を強めたので、一般市民との間の溝が形成されつつあった。この時期に家屋の購入金額や家賃は高騰し、庶民の生活を圧迫した。その上市当局は、都市の役職から得られる給与を少なく制限したので、特権によって副収入を生み出すことのできる有力者が、重職を独占し始めた。徐々にゾーロトゥルン市は、財政的には農村経済や傭兵派遣に依存するようになっていった。しかし軍役は、労働力の損失などによって他の経済部門の発展を妨げることになった。⁽¹⁵⁾

ゾーロトゥルンが正式にスイス盟約者団の邦として認められたのは、一四八一年のことであり、それはチューリヒやベルンなどの多くの主要諸邦と比べて一世紀以上も遅かった。宗教改革期には主要な一三邦の一つとして、

ゾーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折

盟約者団会議に使節を派遣し、そこで自己の政治的発言権を行使することができた。ただし、それ以前にもしばしばベルンやフリブルやビルなどの諸都市との間に軍事的な防衛同盟を締結しており、盟約者団との関係は決して疎遠なものではなかった。むしろ小さな都市邦に過ぎなかったゾーロトゥルンが、他の政治勢力の従属下に置かれることなく、自治や独立を維持し、臣従地を獲得できたのも、このような同盟関係の締結や領邦政策の強化と深く関わっていた。⁽¹⁶⁾ しかし、その結果この都市は、盟約者団が主導した戦争や複雑な国際関係に巻き込まれてしまうことになった。特にベルンとの同盟は、宗教改革期のゾーロトゥルンの外交政策に深刻な影響を及ぼし続けた。

かつてゾーロトゥルンは、都市貴族や商人達が政治的優位を保持していた町ではあったが、手工業者の経済力の増加に伴って次第にツunft組織も発展していった。しかしながら、全体的にその市政形態は、純粋なツunft支配型の都市ではなく、ある意味では貴族制と民主制との混合政体であり、一種の「手工業者貴族制」とも表現された。⁽¹⁷⁾ 一二五二年には市参事会の存在は確認されているが、その成立の経緯は不確かである。既に一四世紀

には小市参事会の議員は、旧市参事会員から一人、新市参事会員から二二人で構成されていたが、ツンフト自らが後者の選出権を持たず、旧市参事会員によつて選ばれていた⁽¹⁸⁾。その政治形態は、基本的には一七九八年まで継続した(図一参照)。小市参事会は行政権、立法権、裁判権を保持し、その成員が市の重要な役職を占めていた。新しい都市門閥は徐々に形成され、政策への決定的な影響力を確保していたが、宗教改革期には寡頭制支配と規定できるほどには強力なものではなかった⁽¹⁹⁾。ただし一六世紀後半には全共同体会議の影響力が削減され、貴族化が進行した⁽²⁰⁾。

ゾーロトゥルンには一一のツンフトが活動し、各々が市参事会において同等の代表権を持ち、全市民はそのいずれかに属さなければならなかったが、親方達には、関係するツンフトから同意を得た場合には、その所属を変更できる道が残されていた。そのため、しばしばツンフト名と成員の職業とが完全には一致しないこともあった。ただし、一六世紀初めにツンフト強制が廃棄され、その所属の移動に際して最終決定権は市参事会が保持していた。ツンフト

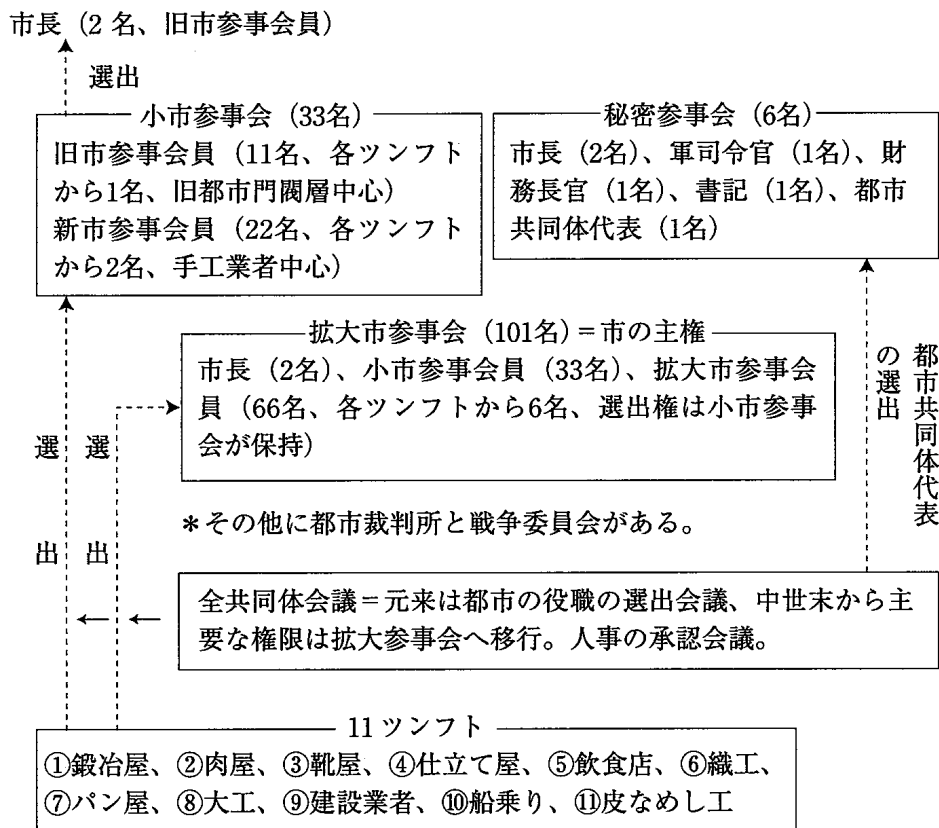


図1 【近代初期のゾーロトゥルンの統治形態】

は人々にとって公的な生活の重要な役割を果たし、市民の政治的・軍事的な単位であり、市の官吏の選出母体でもあったが、門閥都市ベルンからの影響を受けて、一六世紀後半以降にその政治的機能は徐々に後退していった。そして一五五〇年から一八〇〇年の間に、ゾーロトゥルンのツンフト制度の基本的な変更はほとんど認められない。⁽²¹⁾ 当時のゾーロトゥルンの全住民は、約一七〇〇人と推定され、その中で市民は三四〇人から三九〇人と推計される。⁽²²⁾

既に一三八九年には、六六人の議員から成る拡大市参事会員の存在も確認され、各ツンフトの六人委員会に属する人々から、全体として小市参事会による任命を経て、選出されていた。一六世紀には拡大市参事会が都市の政治的主権を引継ぎ、二人の市長、三人の小市参事会員、六六人の拡大市参事会員という一〇一人の議員で構成されていたが、実際には小市参事会も都市政治に大きな影響を及ぼし続けていた。例えば小市参事会の承認なしには、拡大市参事会は開催できなかつたし、前者によって後者の議員が選出され、審議すべき重要な議案内容も決定されていた。また拡大市参事会は、戦争と平和に関わる決定権を持ち、外国との協定を締結し、地方代官を任

命し、盟約者団会議に参加する使節を選出し、予算を審議し、重要な都市条令を論議した。毎年洗礼者ヨハネの祝日の六月二十四日に、ツンフトに属する市民による全共同体会議が書記の指導の下に開かれ、市参事会員などの役員を選出し、都市への誓約を行った。ただしそれらの人事は、実質的には小市参事会によって任命された人物を承認する行為に過ぎなかつた。そのこと自体が、市参事会による支配の原理とツンフトによる共同体原理との間の妥協の産物であつた。その他に、秘密参事会 (Geheimer Rat) が存在し、二人の市長、軍司令官 (Yeherner)、財務長官 (Seckelmeister)、書記、都市共同体の代表 (Gemeinmann) という六人のみとその会合への参加が許された。⁽²³⁾ しかも、二人の市長、軍司令官、財務長官の職は、形式上民衆の全共同体会議によって選ばれていたが、実際には旧市参事会員で占められていた。都市共同体の代表の役職は古くから存在し、唯一民衆の代議員として信頼できる人物が、ツンフト条項とは関係なく、新市参事会員の提言を基に共同体によって選出されていた。しかし彼の政治的立場は、市当局に対して脆弱であり、市民の意志を十分に実現する権限を保持していなかつた。⁽²⁴⁾ 二年任期の市長には、通常二名の人物が選ばれ、

一年毎に新旧の職務を交代した。市長は大小市参事会や都市裁判や戦争委員会では議長を務め、市の警備を統轄し、役員選挙の際に決定的な役割を演じ、市内では最も影響力のある官職であった。宗教改革期には十年以上も、ペーター・ヘボルトとハンス・シュテエリの二人が一年毎に市長職を務めていた。両者は政治的なライバルであり、前者はハプスブルクとの繋がりが強く、熱烈なカトリック支持者であったのに対して、後者は傭兵派遣などでフランスとの強固な結び付きを保ち、ベルンの有力者とは親戚関係にあり、後に改革派にやや好意的な態度を示したが、結局は宗派問題に関しては中立で曖昧な立場に終始した⁽²⁵⁾。慣例として、軍司令官が次期市長に任命されるが多かった。元来この役職は、戦時に重要な役割を担っていたが、時代の変化と共に政治的意味を持ち、しばしば市参事会の議長や外交使節の仕事に従事した。書記には、多くの場合教養ある知識人が従事し、市の官庁のリーダーとして、全共同体会議と呼ばれる市民の選挙集会を統率し、新市参事会員の長を兼任した。ゾーロトゥルンは、国制的には貴族制とツunft制と民主制という三つの要素の混合によって成り立っていたので、この時期の市民の政治参加は、まだ一部の特定の社会層に

完全には限定されてはいなかった⁽²⁶⁾。

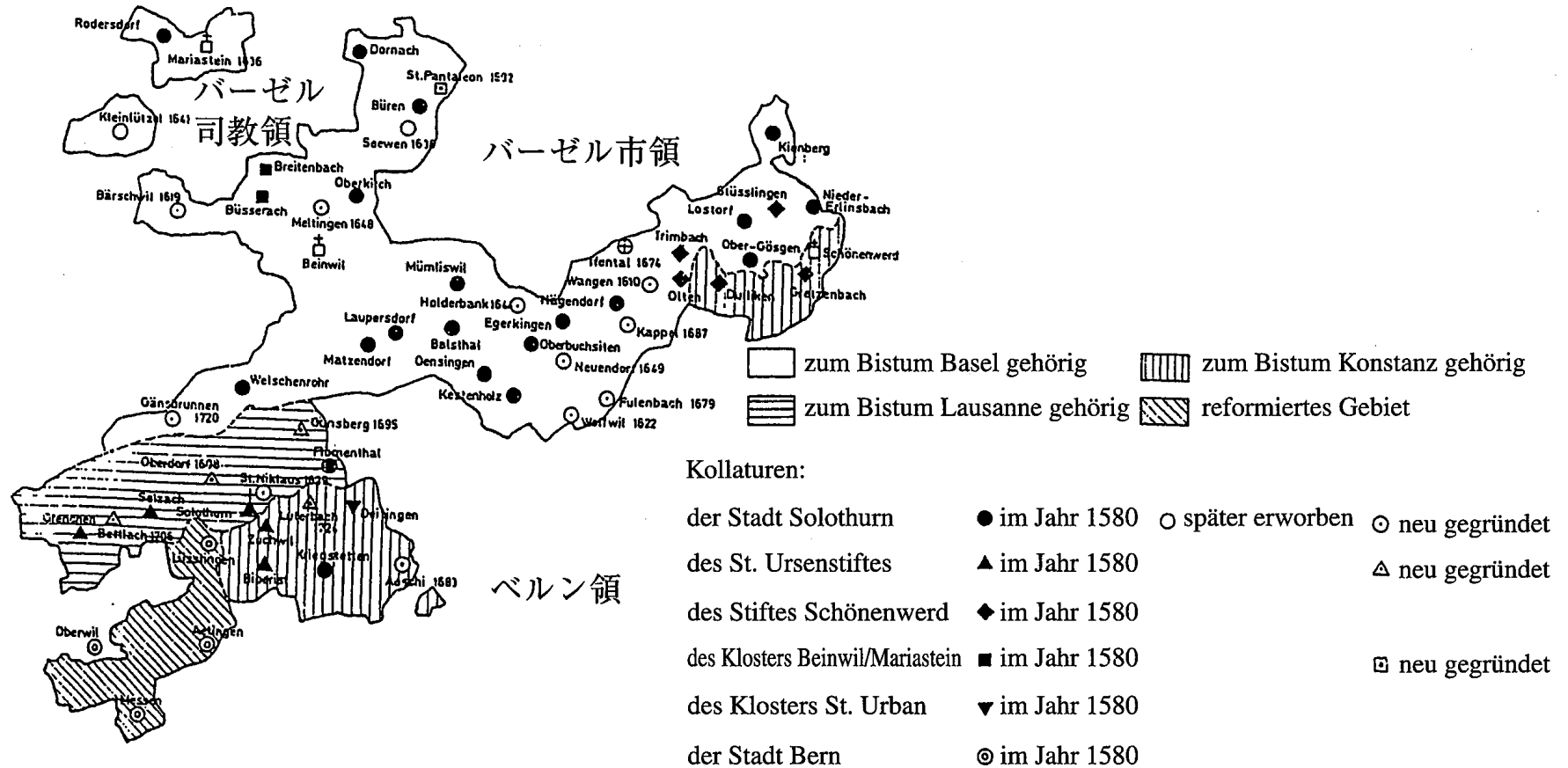
ゾーロトゥルン市の領邦支配地域は、全体としてはアーレ川を下りながら、あるいはミュンスタールやラウフェンタールといった溪谷に沿って主に東に拡大していった。一六世紀初のゾーロトゥルンの支配領域は一一の代官区で構成され、全体として四つの内部代官区と七つの外部代官区に分けられた。前者に属する地域としては、比較的初期の頃から領邦高権下に編入されていたクリークシュテッテン、ブヒエックベルク、グレンヒェン、バルムなどの近郊地帯が挙げられ、その代官はゾーロトゥルン市内に居住しながら、与えられた業務に勤しんだ。それに対して外部代官区に該当したのは、ファルケンシュタイン、ベヒブルク、オルテン、ゲスゲン、ドルネック、テイルルシュタイン、ギルゲンベルクなどの諸地域で、それらの諸管区を統治する各代官は、市内から派遣されて任地の城塞で生活し、任期の間は市参事会での議席を放棄した。以前代官は、小市参事会によって選出され、多くの場合その内部から任命されていたが、一六世紀初には門閥層以外の拡大市参事会からも選ばれるようになった。任期中に代官は、裁判権、軍事高権、警察権、財政管理権、そして関税以外の徴税権などの権

限を行使していた。これらの官吏を通して、ゾーロトゥルン市は領邦支配の貫徹を推進し、村毎に異なっていた農民達の古き法や慣習を侵害し、法や行政の統一化と絶対主義的な国家形成を志向した。⁽²⁷⁾ 全地域にゾーロトゥルン市が上級裁判権を保持していたわけではなく、例えばクリークシュテッテンとブヒェックベルクではベルンが多くの支配権を保有していた。そのことがゾーロトゥルンの宗教改革にも微妙な影響を及ぼしたのである。⁽²⁹⁾

ゾーロトゥルン領は、三つの司教区に属し（地図一参照）、さらに五二の信仰共同体に分かれていた。主にアール川左岸地域は、バーゼル司教とローザンヌ司教の教会裁判権に属し、それに対して右岸はコンスタンツ司教の支配権に服していた。ただし権力政治的な理由から、それらの司教はゾーロトゥルンに対して強い影響力を及ぼすことはなかった。教会改革は、この地域では既に一世紀以上も前から問題となっていた。一四世紀から国家と教会の権力闘争は開始され、宗教改革期にはゾーロトゥルン市に有利な形でほぼ決着していた。そして市参事会は、教会財産の管理、聖職者による規則正しい司牧、都市や農村の聖職者の倫理的態度の監視などの仕事に労力を費やしてきた。それによって市当局は、宗教勢力に

対する統制を行い、躊躇することなく教会法の領域に介入していた。一五世紀中頃から市参事会は、教会の支援者として活動し、教会諸施設の建設や装飾のために資金援助を行い、さらには市民にも助成を呼びかけた。ゾーロトゥルンでは新しい教義を受け入れて教会財産を没収することは、重要な動機とはならなかった。なぜなら市参事会は宗教改革が開始される以前には、邦内の聖界所領の大半を手中に収めていたからである。市当局は、諸教会の権限を侵害し、この地方では世俗の裁判権の方が教会裁判権よりも強力になり、それに従って聖ウルス参事会教会の下級裁判権も消滅していった。つまり宗教改革が始まる頃には、ゾーロトゥルンでは都市と聖ウルス参事会教会との争いは、前者の勝利でほぼ終息し、既に宗教諸勢力は衰退していた。⁽²⁹⁾ 例えば、一六世紀には聖堂参事会員（Chorherr）は、世俗の公権力によって任命されていた。その他バインヴィールに一一世紀に建立されたベネディクト派の修道院があり、シェーンタールとクラインリュッツェルにも古くからの修道院が存在したが、その中に富裕なものはない。⁽³⁰⁾

一五一八年に都市の守護聖人の新しい聖遺物が発見され、民衆は喜び、依然として既存の教会制度に愛着を感



出典：B. Amiet/H. Sigrist, *Solothurnische Geschichte* Bd. 2, Solothurn 1976, S. 731.

地図1 【ゾーロトゥルンの司教区と聖職任命権】.

じていた。中世末から民衆の信心は高揚し、宗教改革前の五〇年で、約四〇の新しい教会堂が建設された。魂の救済を熱心に求める信心が、中世のフェーデで破壊された宗教施設の再建を促したのである。ゾーロトゥルン領内では、ツンフトを母体とした数多くの兄弟団の存在が確認され、それらが教会や修道院に祭壇や聖画像や礼拝堂などを寄進し、市民の信仰生活の基盤を担っていた。ツンフトはその守護聖人の祝日には主体的に祝祭や宗教行事を主催し、さらには様々な宗教行列にも参加した。⁽³¹⁾

ゾーロトゥルン市内には、聖ウルス参事会教会とフランシスコ派の跣足教会 (Bartisserkirche) という二つの大きな教会があり、両者とも多数のツンフトからの様々な支援を受けていたが、特に前者は鍛冶屋・肉屋・建設業者のツンフトとの繋がりが深く、後者には船乗りツンフトとの関係が大きな意味を持っていた。しかも、総体的に前者は都市門閥のためのもので、後者は市民色の強い教会であった。⁽³²⁾ゾーロトゥルンでは宗教改革を歓迎する精神的な潮流や反教権主義的な思想は、それほど早い時期から芽生えることはなかった。教会改革の担い手となったエラスムスの人文主義思想がこの都市に流入したのは、宗教改革が勃発した後であった。市内からバーゼ

ル大学に入学する者は存在したが、一五二七年以降の知識階層は聖ウルス参事会教会の聖職者にほぼ限定されていた。⁽³³⁾出版印刷業は未発達な状態に留まり、傑出した学者や芸術家は少なく、十分な社会批判の風土は形成されていなかった。新しい思想を普及させるためのパンフレットの印刷工房は、市内には存在しなかった。⁽³⁴⁾

第二章 ベルン公開討論会までの初期の宗教改革の経過

ルターが『九五箇条の提題』を掲げた頃、ゾーロトゥルン市は贖宥状に対しては売買を促進し、その販売者ザムゾンの活動を放置した。なぜなら、市当局はその収益の一部を国庫の中で管理していたからである。指導的な政治家達の中には、傭兵制度を批判したツヴェイングリに共感する者は少なかった。その理由の一つとして、彼らの多くはフランスへの傭兵派遣によって金銭を受け取っていた事実が想定される。ゾーロトゥルンの宗教改革は、外部からの思想的影響を受けて、近隣のスイス諸都市と比べれば、相対的に緩やかに進展した。⁽³⁵⁾

一五二一年に、領内に最初の改革運動の痕跡を見ることがができる。ベルン領に近いダイティンゲン村で、礼拝

の最中にオズヴァルト・モールが公然と聖体の秘跡を嘲笑し、カトリックの化体説を批判した。彼は首枷をはめられ、領外に追放されたが、その後しばらくは農村での騒擾は起こらなかった。そしてルターやツヴェイングリの著作が、ゾーロトウレン領内に流布し始めた。農村から遅れて、ゾーロトウレン市内では一五二二年五月に初めて宗教改革の足跡が史料で確認できる。この時に聖ウルス参事会教会の助任司祭達が反教皇的な説教を行ったが、市参事会はそれを禁じ、彼らはルター派との関わりを持たないように誓約させられた⁽³⁶⁾。新しい神学思想の伝達に貢献した初期の中心人物は、メルヒオール・デュールであったと推測される。宗教改革の導入は多くの都市では、最初の段階では人文主義者によって行われたと指摘されているが、ゾーロトウレンの場合も例外ではない。デュールはパリ大学とパドヴァ大学で学び、ギリシャ語を習得し、古典的な教養を身に付け、「マクリヌス」と呼ばれていた。そして彼は、ツヴェイングリとも親交があり、前者が後者に宛てた手紙が残されている⁽³⁸⁾。ゾーロトウレンでデュールは、聖ウルス参事会教会付属学校の教員として語学を教え、司祭フィリップ・グロッツの講義を補助し、臨時に市の書記の仕事をしていた。一五二二年六

月二六日にフラウブルンネン修道院の聖職者会議で、彼はミサを批判し、万人司祭主義などの改革派的な教義を述べ、カトリック教徒であるブルクドルフの司祭ベネディクト・シュタイナーと激しい議論を行った。これに対して市参事会は、四人の聖職者と四人の俗人からなる裁定委員を選出し、彼らは神の言葉と教皇の命令の重要性について審議し、一月二六日に改革派に有利な判決が下され、デュールは罰せられずに放免された⁽³⁹⁾。このことはゾーロトウレン市内での福音派的な共同体形成を促進し、その結果、跣足教会内部にも新しい思想が流入していった。この時期に市内に福音派の小さなグループが形成され、そこには有力な家柄の者も属していた。例えば元市長の息子クリストフェル・ビス、現市長の息子ヴォルフガング・シュテエリ、修士号を持っていた学校教師ハンス・クンツリ、拡大市参事会員ハンス・ロッゲンバッハがいた。その他に司祭グロッツ、聖堂参事会員ヨハン・コンラート、助任司祭ウルス・フェルミヤディートリヒ・オッターなどの聖職者も、このグループに参加していた⁽⁴⁰⁾。市参事会は反動政策を実施し、改革派の聖職者を罷免し、彼らに追放などの処罰を与え、ルターの著書を没収し、聖職者の蓄妾を禁じた。グロッツに代わって

司祭に任命されたのは、ザンクト・ガレン出身のカトリック支持者ジーマン・メグリであったが、彼は倫理的な問題がある人物で、酒と遊戯に興じ、頻繁に口論した。運動の中心を担っていた人文主義者デュールは、市当局の圧力でこの町を立ち去らなければならず、バーゼルへと向かった。これによって改革派陣営は、決定的な精神的支柱を失った。⁽⁴¹⁾

ローマ教皇がルターの教説を断罪した後に、盟約者団会議では度々その説教を禁じる議決を行ったが、ゾーロトゥルンもそれに同意し、⁽⁴²⁾チューリヒ公開討論会への参加を拒絶した。最初から市参事会は、信仰問題は地域の個別的な集会によってではなく、公会議のような普遍的な会議によって決定されるべきだという立場を表明していた。一五二六年七月にゾーロトゥルンは、チューリヒとの古い同盟に誓約することを拒否し、改革派に転向したビール市との都市保護同盟を更新しなかった。この頃にはゾーロトゥルンは、ベルンと同様に、改革派のチューリヒとカトリックに固執する五邦との間での仲裁に尽力したのである。⁽⁴³⁾

その間、徐々にゾーロトゥルン領内に改革派の影響が及び始めた。例えば、ロストルフで断食の戒めが破られ

ゾーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折

た。一五二五年一月三日にゾーロトゥルン市参事会は、ベルンの政策を模倣し、同市の「第二信仰条令」(一五二四年十一月二二日)に準拠して、⁽⁴⁴⁾ルター問題に関する「第一信仰条令」を公布した。⁽⁴⁵⁾この条令には改革派に譲歩した内容が含まれ、新旧両派の教説が混在し、市当局の信仰上の立場は極めて曖昧であったが、全般的にはカトリック的な枠内での教会改革によって聖職者の不正を除去し、倫理的な生活改善を求めている。さらには改革派の影響を受けて、危険な解釈を加えることなく福音の純粋な説教を命じるといふ聖書主義的な表現が含まれている上に、他者への誹謗や信仰強制を禁じている。特に注目すべきは第五条であり、「いかなる者も他人を異端者あるいは不信心者と見なし、決めつけたりすべきではなく、あるいは他人が好んで喜んで信じているものとは別の信仰を持つように強制すべきではない」と記され、ここには個人の信仰告白の自由に関わる規定が含まれており、寛容の精神によって宗教的平和を確保しようとする公権力側の意志が表れている。⁽⁴⁶⁾その他に聖職者の独身制、聖画像破壊の禁止、四旬節での断食、危険な書物の売買、破門、特赦、贖宥状、飲酒癖の是正、領外から流入してきた乞食などについて言及されている。

一五二五年四月にはドイツ農民戦争の影響を受けて、ゾーロトゥルンの農村でも騷擾が勃発した。ただしこの農民運動は、ここでは武力による弾圧ではなく、和解交渉で解決し、しかも農奴解放を認めるなどの市当局側からの譲歩があったため、⁽⁴⁷⁾これによって農村の共同体運動が極度には停滞することはなく、ドイツの諸都市のように改革運動の中断や遅延という事態には至らなかった。これを機会に市参事会は、ダイティンゲン、フルメンタール、ミュムリスヴィールの改革派の聖職者を罷免し、⁽⁴⁸⁾より強固にカトリックを支持する態度へと傾斜したが、民衆の改革運動は明らかに拡大していった。村落では農民達が、解雇された聖職者の職場への復帰を願い出た。ヴァッサーアムトでは、ほろ酔い気分の農民がカトリックの慣習を嘲笑し、十字を切つて聖体奉挙の際の説教師の仕草を模倣して誹謗した。ゲスゲンでは改革派の聖職者が、自己の教えを広めた。⁽⁴⁹⁾それに対して一五二六年一月に市参事会によって、道徳や風紀に関する条令が公布されている。⁽⁵⁰⁾

一五二六年五月二〇日から六月八日まで開催されたバーデン討論会に出席したのは、市長ペーター・ヘボルトであり、彼は神学に対する見識には乏しかったものの、

熱烈なカトリック支持者であった。さらにゾーロトゥルンの外交的立場上、彼はスイス盟約者団内の平和と一致を維持するという使命を果たさなければならなかった。⁽⁵¹⁾その他にゾーロトゥルンからは、改革派側の人物として二人の聖職者がこの会議に参加していた。討論会がツヴィングリ派の敗北で終わると、ゾーロトゥルン市参事会で多数を占めていた保守派が勢いづき、一五二六年六月末の官吏の選出の際には、カトリックの信仰に留まり、その教えを遵守する誓約が履行された。⁽⁵²⁾特に聖ウルス参事会教会には、市当局はカトリック的な秩序が維持されることに全力を注ぎ、改革派の敵対者であるルートヴィヒ・ロイブリをその首席司祭 (Propst) に任命した。⁽⁵³⁾一五二七年一月四日に市参事会は、公然と街路で詩編や誹謗の歌を朗唱する者への罰則に関する条令を公布した。⁽⁵⁴⁾そして二月六日にゾーロトゥルン市参事会は「第二信仰条令」を公布し、「第一信仰条令」の第五条を削除することによって、信仰の自由を制限し、改革派の不满を倍増させた。特に第一条には、「そしてすなわち第一に我が統治者 (市参事会) の見解と意志によれば、各人は、キリスト教的に正しいものとは次の箇条の内容であると信じるべきであつて、各人がよいと思われるように信じ

るべきではない」と記されている。⁽⁵⁵⁾さらには「第二信仰条令」は、使徒信条、ミサ、七つのサクラメントを普遍的に拘束力があるものとして規定し、ドイツ語の詩編や他者を侮辱する詩の歌唱を禁止し、カトリック的な基本的立場を表明した。ただし完全にツヴィングリ主義的な思想が排除されたわけではなく、特に第八条では説教における聖書主義的な思想の痕跡が残されている。市当局には結婚や聖職者の犯罪を裁く権限があるとされ、修道院には毎年会計報告の提出義務を明言し、カトリック勢力に対してゾーロトゥルン市が国家教会制的な立場を鮮明に打ち出した。過度な聖式謝礼を要求する聖職者を取り締まり、贖宥状を否認し、領民の経済的負担の軽減に役立つような条項を残した。そして「第二四に全ての聖職者は世俗の事柄や問題に関しては世俗の法を必要とし、許容するが、しかし霊的な問題は教会法で確認されるべきである」という条文には、聖俗の法の境界線を明確にして、聖職者を統制しようとする公権力の姿勢が窺われる。⁽⁵⁶⁾

しかし改革派は徐々に増加し、集会を開いてドイツ語で詩編を朗唱したので、対抗手段として保守派はそれを真似て歌い、嘲笑し、市内に混乱が発生した。特にカト

ゾーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折

リックの司祭メグリと改革派信徒との間で、トラブルが生じていた。罷免された聖職者フェルミと三人の市民が市参事会の前で、メグリの説教の内容に関して苦情を述べた。年末には民衆における緊張が高まったので、市参事会は恒例の新年の合唱を禁止しなければならなかった。毎年の市参事会員の選挙で、少しずつ改革派の議員が増加したことが推定されるが、それに対してカトリック側も防衛措置をとり、改革派の指導者フランツ・カルトを市参事会員から地方の代官へと左遷した。ゾーロトゥルン市当局は、数多くの祝日を削減するなどの上からの改革を試みて、改革派の主張を部分的に採用することによって、運動の鎮静化を図ったが、⁽⁵⁷⁾農村部では、例えばロストルフ、デニケン、グレッツェンバッハ、ホーフシユテッテン、ヴィッタースヴィールなどでは改革派の集団が形成された。全般的に一五二八年まではゾーロトゥルン領内での新しい思想の広まりは、緩やかに進化した。

第三章 第二次カペル戦争期までの改革運動の

展開

最も古くからの同盟相手である強大なベルンが、一五二八年一月に公開討論会を開催して改革派に移行したこ

とは、ゾーロトウルン市にとって重大な問題をもたらした。以後この町は、カトリック諸邦とベルンとの外交関係で苦闘することになる。ゾーロトウルンが公開討論会に代表者の派遣をためらったことは、ベルン市に不快感を与えた。親ベルン派の元市長ハンス・シユテエリが、一五二八年一月四日に和解交渉を行った。ベルンを宥めるために、同時期にルツェルンで開催されたカトリック邦中心の盟約者団会議からも、ゾーロトウルンの使節を退出させ、中立政策を堅持した。結局ベルン公開討論会には、ゾーロトウルンからは市書記ゲオルク・ヘルトヴィヒが参加し、議事録を作成し、その他五人の農村の聖職者と二人の市民が出席した。⁽⁵⁸⁾

ベルンが宗教改革を断行した事實は、ゾーロトウルン南部の大半が、カトリック教会から離脱した地域に囲まれたことを意味した。しかもゾーロトウルン領には、ブヒェックベルクやクリークシユテテンのように、ベルンが上級裁判権を保持していた地方があり、さらに前者の地域に対しては、ベルンは聖職任命権までも所有していた(地図一参照)。一五二八年二月九日にゾーロトウルンは、カトリック的な「第三信仰条令」を公布して、⁽⁵⁹⁾修道院の会計報告の提出義務、聖式謝礼、シモニア、妻

帯や蓄妾、聖職祿などに関して聖職者に厳しい要求を行った。この条令では前年の「第二信仰条令」の内容がその全体の約七割を占めたが、さらに教会制度に関する規定が付加されている。特に聖職者の女性関係に関しては、詳しく言及されている。⁽⁶⁰⁾ただし「第三信仰条令」は、改革派に対しては完全に拒絶的な態度を示したわけではなく、第一条と第一五条に聖書主義的な主張も含まれている上に、ベルンの領民には親切に振る舞うことが要請されている。その他飲酒癖や乞食に関する「第一信仰条令」の条文の一部も、再び採用されている。一五二八年にはこの条令に違反した改革派の抗議行動が、市内で頻発した。特に謝肉祭の興奮の中では、そのような暴挙を取り締まる必要があった。⁽⁶¹⁾市参事会内でも、財務長官ウルス・シユタルクを中心に宗教改革支持派が増加し始め、公権力の分裂の危機に陥った。

一五二九年二月にはバーゼル市が宗教改革を導入し、ゾーロトウルン北部の多くの地域もプロテスタント領に包囲されることになった。これによって外部からの改革派的な思想の侵入をくい止めることは困難な状況になり、ゾーロトウルンは宗教的にも政治的にも孤立していく危険に曝された。盟約者団内ではカトリック邦とプロテス

タント邦が分裂し、二つの同盟組織が結成され、相互に敵対したが、ゾーロトゥルンはカトリック邦でありながらも、古くからのベルンとの関係を考慮して、どちらにも属さなかった。三月一二日には市参事会は、四旬節の断食に関わる条令を公布している。⁽⁶²⁾ 第一次カッペル戦争後のラントフリーデ（一五二九年六月二六日）によって、盟約者団内のプロテスタントは勢いを増し、ベルンはゾーロトゥルンに圧力を加え、ブヒエツクベルクやクリークシュテッテンではカトリックの礼拝を廃止し、宗教改革を導入するように要求した。⁽⁶³⁾ ザーロトゥルン市内でも七月一日にハンス・ハインリヒ・ヴィンケリなどの改革派が、市参事会に対してミサや聖人崇拜や聖画像への批判を行い、カトリックの司祭メグリの行動を非難し、新たな説教師の任命を要求したことによって、対立が深まっていた。七月末にバーゼルから使節が派遣され、両派の調停を試みた。八月にはベルンとビルから大規模な調停団が送られたため、⁽⁶⁴⁾ 市参事会は妥協して、司祭メグりを罷免し、宗教改革を支持していたフィリップ・グロツを暫時的に説教師に選出した。⁽⁶⁵⁾ 彼は火水金曜日にはフランシスコ派の跣足教会で説教を行い、日曜日と祝日には聖ウルス参事会教会で教えを説いた。さらに改革派

の賛同者達は、良心の自由を保証し、教会から聖画像を除去するように請願した。

一五二九年九月二二日に「第四信仰条令」が公布され、これまでの信仰条令は廃棄され、聖書主義の原理を掲げて、再び信仰の自由が打ち出され、両陣営から歓迎を受けた。例えば「第二に私達の意志と見解によれば、上述の説教師達は、神の言葉のそのような告知に関して誰からも侮辱されず、彼らに言葉や行為によって暴力や恥辱を加えられ、威嚇されることはなく、良き平和と平穩に置かれるべきである。神の言葉の聴講が自由に委ねられていることに関しては、同様に全ての男女は、（教会に）出かけて神の言葉を聴いたり、あるいは各人の自由な意志の要請に従って、それを差し控えるたりするような十全な権限を持つべきである。そして全ての男女はそのことに関して誰からも非難されず、誹謗されず、押さえつけられず、あるいは殴ったり、刺したり、追放するような脅しを受けるべきではない」と述べられている。⁽⁶⁶⁾ この条令によって、聖画像は撤去されずに留まったが、個人の良心の完全な自由が承認され、市内は一時的に両派共存状態になった。さらにこれには、破門や贖宥状、聖職者の妻帯や蓄妾、神への冒瀆と飲酒癖の禁止、聖職

者の服装や武器の携帯、結婚問題、姦通についての規定が含まれていた。特に異性関係に関連した条項については、法や倫理的な側面から詳しく論じられている。⁽⁶⁷⁾しかしフルメンタールでは急進派が、深夜に聖画像破壊運動を起こし、「第四信仰条令」は破られてしまった。市参事会は平穩を維持するために、農村に使節を派遣して当局の決定を通知し、この条令の遵守に固執したが、不穏な動きは市内にも広まっていった。

一五二九年一月二三日に船乗りツンフトが、市参事に跣足教会の祭壇からの聖画像の撤去を願ひ出た。その議案は市参事会の多数決で否認されたが、熱狂した人々が教会に侵入し、聖画像を引き離し、彼らの一部が武装し始めた。カトリック側も武器庫や聖ウルス参事会教会で集まり、改革派の農民が市内に侵入しないように、門を閉ざした。改革派は、メグリを司祭から最終的に解雇することと、公開の宗教討論会の開催を要求し、暫く緊迫した情勢が続いた。ベルンやバーゼルからも仲裁使者が訪問し、一二月五日の日曜日に協定が結ばれ、⁽⁶⁸⁾改革派側はその内容を歓迎した。これによって将来的に市内には、結婚を許された二名の説教師が活動することになった。聖ウルス参事会教会では聖画像は残され、今後ミ

サは行われるが、フランシスコ派の跣足教会では宗教的な装飾具は撤去され、福音主義的な礼拝の中で詩編が歌われることが許可された。改革派の説教師達は、毎日跣足教会で説教を行い、日曜と祝日には聖ウルス参事会教会でも説教を敢行した。大小市参事会は、都合のよい時期に公開討論会を開催し、それに従ってさらなる措置を決定するとされた。農村でも諸共同体は、自由に宗派・ミサ・説教・聖画像について決定する権限を認められたが、反乱は禁止され、他宗派への嘲笑は許されなかった。この協定の成立によって、ゾーロトゥルンの宗教改革期における信仰の自由への発展が頂点に達したのである。⁽⁶⁹⁾

ほぼ同時期に市参事会は、統治下の農村共同体に「第四信仰条令」に留まる意向があるかどうか、アンケート調査を行った。最初の信仰調査は、一二月三日に行われ、さらに一二月三〇日に二回目のアンケートが行われた。二〇の共同体がカトリック信仰を維持する意志を表明し、それに対して一八の共同体が改革派に賛意を示した。しかし一〇の村落共同体は態度の決定を保留した。⁽⁷⁰⁾ゾーロトゥルン市内では、まだ三分の二がカトリック教徒であり、残りの三分の一が改革派に属していたと計算する見解があるが、その数字の正確さに異論を唱える研究者も

(71) いる。ただし少なくともゾーロトゥルンでは、農村の方が都市よりも宗教改革の影響を強く受けていたのである。

改革派の市参事会員は、一五三〇年一月一五日の拡大市参事会で、ベルンの宗教改革者ベルヒトルト・ハラーを第二の説教師として招聘することを提案した。それは多数決で承認され、ベルン側も同意した。一月二四日にハラーは、ゾーロトゥルン市内に足を踏み入れ、平日にはフランシスコ派の跣足教会で、日曜日と祝日には聖ウルス参事会教会で説教を行い、ミサを批判し、多くの聴衆を集めた。確かに彼の活動は多くの影響力を与えたが、しかし過半数の市民を改革派に転向させるほどの効果をもたらさなかつた。しかもハラーは、ゾーロトゥルンの改革運動の中に多くの再洗礼派の信徒の存在を認め、不満を感じていた。⁽⁷²⁾ 改革派は、拡大市参事会を開催して、公開討論会の日程を決めるように強く要望したが、しかしゾーロトゥルン市参事会はそれを拒否した。二月四日の説教でハラーは、ミサを激しく攻撃した。ハラーなどの改革派は、もう一度ベルンから使節を送るよう要請し、ゾーロトゥルン市長シュテエリに拡大市参事会の開催を願い出た。この状況下で改革派の説教師が殺害されるという風説が流れ、両派の市民は武装し、緊迫した状

況になった。二月七日から八日にかけて、改革派の拠点である跣足教会を巡って軍事的な緊張状態に陥った。新しい教説の支持者達は、公開討論会の開催を要求し、信仰問題については都市と農村の住民による多数決で決定するように主張した。二月八日の朝にカトリック教徒達は、聖ウルス参事会教会の祭壇で聖遺物を警備している際に、水滴を発見した。それを見た女達は、都市の守護聖人の奇跡のしるしであると信じた。市民も役人もフランスからの使節も、奇跡を見るために教会を訪れた。⁽⁷³⁾ この事件によって、カトリック側は勇気づいた。その日の午前中に到着したベルンからの八人の使者の中には、市参事会員や地方代官などの有力者が含まれていた。改革派のウルス・シュタルクは、ベルンの派遣団に公開討論会の即時開催を懇願したが、拡大市参事会内での交渉は進展せずに、一日が過ぎた。翌日バーゼル、ビール、フリブルからも仲裁使節が訪れた。改革派の農民達も市内に入場しようと押し寄せたが、市当局はカトリック側の要望に配慮して市門を閉ざした。再び改革派側は、市民と農民を合わせた多数決によって信仰問題を解決するように求めた。しかしカトリック側は、そのような提案が旧来からの慣習に反するとして拒絶した。二月一日

に仲裁使節達は、前年一二月五日の協定の有効性を認め、一五三〇年一月一日に公開討論会の開催を確約する妥協案の締結を実現させた。⁽⁷⁴⁾この案によれば、討論会への出席についてはゾーロトゥルンの聖職者のみが許可され、ハラーは自分の教説が攻撃された場合に限って、弁明が許され、討論会の終了後に拡大市参事会が宗教政策を決定する権限を持つことになった。ハラーはこの成果には不満を覚えながらも、ベルン市参事会の意向に沿って、ゾーロトゥルンには僅か三週間滞在しただけで、ベルンへと戻って行った。ハラーの代わりに説教師となったのは、ニクラウス・シュールシュタインであったが、一ヶ月も経過にしないうちにベルン領オーバービツプへと立ち去ってしまった。⁽⁷⁵⁾

カトリックの指導者は、市長ペーター・ヘボルトであり、彼の側に付いた有力者は、書記ゲオルク・ヘルトヴィヒと後に市長に就任したニクラウス・フォン・ヴェンギであった。⁽⁷⁶⁾それに対してゾーロトゥルンの改革派を指導していたのは、財務長官ウルス・シュタルクであったが、しかしながらかつて彼とその妻が再洗礼派に傾斜していた事実が暗い影を落としていた。⁽⁷⁷⁾改革派の軍司令官ハンス・フギは、より穏健な考えの持ち主であった。ド

ルナツハヤノヴァラでの戦闘で活躍した新市参事会員ハンス・ハンリヒ・ヴィンケリも改革派に転向していた。船乗りツンフトのロツゲンバッハ兄弟は、急進的な行動派であった。もう一人の市長ハンス・シュテュエリは、改革派に共感を覚えていたが、信仰上の立場を明確には表明しなかった。⁽⁷⁸⁾カトリック側と比較して改革派には、聖職者にも政治家にも傑出した指導者に欠けていた。一五二二年以来フランスの使節はゾーロトゥルンに居を構えていたが、一五三〇年五月に宗教問題に介入し、もしゾーロトゥルンが改革派に移行したならば、市外に退去すると威嚇した。もしそれが実行に移されれば、ゾーロトゥルンにとっては重い経済的損失につながりかねなかった。⁽⁷⁹⁾一五三〇年六月二四日の市参事会選挙で、カトリック側は巧みに振る舞い、改革派の有力な人材を、新たに改選された一〇の地方代官のうちで九つの役職に選出した。それに代わって市参事会内部にカトリックの新しい議員を選出し、改革派はより少数派へと転落していった。ウルス・シュタルクも財務長官からドルネツクの代官へと左遷され、代わってその職にカトリックのヴェンギが就任した。これによって確かに農村部ではプロテスタントの勢力が伸張したが、改革派は市参事会内での重要な

支持基盤を失い、都市部ではカトリック側が強化された。⁽⁸⁰⁾

一五三〇年にアウグスブルクで帝国議会が開催された際に、市長ヘボルトが出席した。ゾーロトゥルン市がカトリックに留まっているということが、皇帝カール五世に好印象を与え、これまで帝国都市として保持していた自治的な諸特権が更新され、ティールシュタインやキーンベルクに対する新しい権限が認められた。ヘボルトが不在の間に、市内では改革派の運動が再び活発化し始めた。八月一四日と一五日の夜に、彼らは聖ウルス参事会教会から聖画像を撤去し、第二の説教師を要求した。なぜなら改革派の説教師グロツツは、彼の妻に関してカトリックから攻撃され、罷免要求が提出され、時々仕事を停止させられていたからである。九月三日に市参事会は、改革派のウルス・フェルミを説教師に選出した。⁽⁸¹⁾グロツツと彼の仲間の農村説教師達は、市参事会に対して約束通りに公開討論会の開催準備を行うように要望し、ツヴェイングリやハラールからの影響を受けた『論題』を提出した。そこではキリストのみが罪を贖うことが可能であり、彼以外には仲保者は存在せず、煉獄は否定され、全ての人間的規定は神の言葉にのみ依拠すべきことが述べられている。⁽⁸²⁾カトリックの聖職者達は、教会は聖書より古い

と主張し、公会議や教皇の決定を引用し、『論題』の内容に直接的に返答することを回避しながら、公開討論会の開催を拒否した。拡大市参事会は、一旦討論会の開催を決定したが、カトリックの指導者がその決議の有効性について反駁し、旧市参事会員による中間協議後にそれを無効にし、討論会の開催を一五三一年一〇月一六日に延期した。⁽⁸³⁾

この決議内容に対して多くの改革派の農民が憤慨し、市内に押し寄せてきたが、市参事会はあらゆる手段を用いて彼らを宥めた。市内の改革派には、失望と大きな動揺が生じた。それと同時に、フランスからの年金収入で富を蓄えている者やフランス大使への非難が高まった。一五三〇年一月一六日に改革派の諸邦チューリヒ、ベルン、バーゼルから使節が到着し、当初の約束通りに公開討論会の開催を要求したが、市参事会はそれを強く拒絶した。この状況に呼応して、四〇人の改革派がベルンの援助と暴力による転覆を期待して、クリークシュテツテンに向かい、策動を企てた。市参事会は彼らに対して軍司令官フギと財務長官ヴェンギを派遣し、忠誠を維持するように努めた。一月二三日に新たにベルンの使者がゾーロトゥルンに訪問し、四〇人に対する寛大な処置

を求めたので、市参事会もそれを約束した。⁽⁸⁴⁾ 一月一日には再度公開討論会の延期が決定され、⁽⁸⁵⁾ 年末にグロツツが最終的に罷免された。

第四章 一五三三年のプロテスタントの蜂起と再カトリック化

一五三〇年代前半には市内でも既に改革派の人数は増加し、全市民の約五分の二に達していた。具体的な史料によれば、ツンフトの成員の宗派に関しては、改革派が一五一人に対して、カトリック教徒が一八八人であった。⁽⁸⁶⁾ それ以上に農村での思想の伝播は進展し、カトリックの農村共同体は、一五村を数えるのみで、さらに少数派に転落してしまい、それとは逆に三二の村落共同体が改革派を支持したのである。⁽⁸⁷⁾ 例えばビベリストやツツフヴァールなどのように、一五二九年にカトリックを表明していたが、一五三〇年と一五三一年に改革派の説教師を受け入れた多くの村が存在した。一五二九年には態度未決定であったが、この時期に改革派に転向した村もあった。⁽⁸⁸⁾ 農村には十分の一税や利子や鎮魂ミサ料への不満も根強く、さらには一五三〇年に多くの代官に改革派の人物が左遷されたことが、思想の浸透に有利に働いた。全体的

に改革派に移行した村落共同体は、外部代官区に属する地方と、内部代官区ではベルンの影響力の強いブヒェツクベルクなどの地域に属していた。ゾーロトゥルン市に近いグレンヒェンなどの内部代官区では、カトリックの方がやや支配的であった。つまり、ゾーロトゥルンの領邦支配に比較的遅く組み込まれた地域で改革派が優位に立った。特に北方の外部代官区では、市外市民制度が遅れて導入され、⁽⁸⁹⁾ 被支配者意識がより強かったことも、その原因として考えられる。領邦の境界地域には再洗礼派も出没しているが、そのことがしばしばベルン市から苦情が提出された。しかもゾーロトゥルンにおける再洗礼派の存在は、改革運動の展開にとっては分裂の危険性をはらみ、マイナスに作用した。⁽⁹⁰⁾

しかし一五三一年の第二次カペル戦争の結果が、ゾーロトゥルン市内の不安定な宗派状況に終止符を打つ要因の一つとなった。盟約者団内での両派の諸邦の対立が深刻化する中で、ゾーロトゥルンは中立政策を維持することとは難しくなり、外交上苦境に陥った。当局はグーラルス、フリブール、アペンツェル、ヴァリスと協力して、戦争回避の仲裁に奔走した。結局戦闘が不可避な情勢になると、ゾーロトゥルンはカトリック邦でありながら、

ベルンとの古くからの都市保護同盟に従って、相互援助義務を果たそうとして、トーマス・シュミートに率いられた六〇〇人の兵士を派遣した。⁽⁹¹⁾しかしそのことが、カペルやグーベルの戦いで勝利したカトリック諸邦からの外交的な圧力を受ける口実となった。ベルンとカトリックの五邦との平和条約が締結された翌日の一月二五日に、ゾーロトゥルンではカトリックの民衆が徒党を組んで、改革派の聖職者に対して異議を申し立て、フェルミは日曜日の説教を妨害された。五日後に市参事会は、将来的には改革派の説教を跣足教会に限定する決定を下し、聖ウルス参事会教会が再び完全にカトリックに属することとなった。その上一五三一年一〇月には、開催予定だった公開討論会がさらに延期された。そして一五三二年四月三〇日に市参事会は、盟約者団内でのカトリック側が優勢な状況に呼応して、宗教改革を除去する決心をして、説教師フェルミの活動を停止させた。市内では公的な改革派の説教は禁止され、フランシスコ派の跣足教会は閉鎖された。⁽⁹²⁾

さらに政治的には、大きな転機が到来した。カトリックの重要な指導者である市長ヘボルトが死亡し、一五三二年六月二四日に役員の改選が行われた。しかし改革派

ゾーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折

の軍司令官ハンス・フギは、古くからの慣習に反して、新市長に就任することはできず、カトリックの財務長官ヴェンギがその職に選ばれた。しかもハンス・フギは、軍司令官の地位も失い、ウルス・フギがその役職を引き継いだ。この人事によって、カトリック側が大きな力を持ち、改革派は失望し、ハンス・フギとトーマス・シュミートは市参事会で激しく抗議し、一時的に市内から退去し、一ヶ月間緊張が続いた。七月二八日には、改革派的な信仰を持った聖職者が解雇された。⁽⁹³⁾七月末には、カトリックとプロテスタントの市参事会員同士の対立が先鋭化した。改革派は公開討論会を要求し、農民達は跣足教会の閉鎖を解くように求めた。ベルンやフランスやフリブルから使者が訪れ、仲裁を試みた。八月一五日に、ベルンとフリブルの斡旋で妥協が成立した。⁽⁹⁴⁾都市の説教師フェルミは解雇され、改革派の人々は説教を聴くためには、ツツフヴィールやビリストなどの市外の村々に赴かなければならなかった。市内で完全に改革派の礼拝が中止され、跣足教会でも再びカトリックの礼拝が復活した。⁽⁹⁵⁾市参事会は、メグリを再度暫時的に司祭に任命し、宗派的な混乱を引き起こした者に対する処罰を強化した。カトリックの五邦は、第二次カペル戦争期にゾー

ロトウルンがベルンのために出兵したことに對して、八〇〇クローネンの支払いか、あるいは改革派の説教師の市外追放かという二者選択を迫っていたが、ゾーロトウルンがカトリック的な政策を鮮明にしたことで、九月三日に金銭の支払いを免除し、これによって深刻な外交問題は解決された。⁽⁹⁶⁾

このような状況では、改革派側には合法的な手段では事態を打開する道は残されていなかった。一五三二年一月には、公開討論会の開催要求が拒絶された。小市参事会はカトリックの支持者にも自重を求め、宗教改革を激しく非難した説教師ヒエロニムス・ミランに對して事情聴取を行った。一五三三年一月に農村共同体が信仰上の判断の自由を維持するように請願したが、市参事会はそれを拒否した。船乗りツンフトの指導者ルドルフ・ロツゲンバッツハラが扇動的な言動を行ったので、即座に罰せられたが、それ以外は一五三三年前半では全体的に事態は平穩に推移した。同年六月の選挙の際に、ドルネツクの代官は、改革派のウルス・シユタルクから同じ宗派のトーマス・シユミートへと交代した。市内でのカトリックの定着が進展すると、市参事会は農村での再カトリック化を慎重に検討し始め、九月二四日と一〇月二一日

には拡大市参事会でその案件について協議した。船乗りツンフトの人々は、信頼できる農民達と連携して反乱の機会を窺っていた。一〇月一五日の夜にカトリックへの不意打ちが、実行に移される予定になっていた。しかし少数の農民しか現れなかったので、蜂起は一五日後に延期された。⁽⁹⁷⁾

一〇月三〇日にラツパースヴィールから部隊長ハンス・ユンカーが所用でゾーロトウルンを訪問していたが、彼は宿の女主人から反乱の計画を聞いた。驚愕したユンカーは、市長ヴェンギに通りで出会い、その内容を伝えた。ほぼ同時に何人か市民達も、午後一時を打つ時計の鐘の音とともに、改革派が武装蜂起を執行するという知らせを市長に報告した。即座にヴェンギは時計の作動を止めて、カトリック教徒達に武装して聖ウルス参事会教会に集まるように呼びかけた。一方改革派は船乗りツンフトの建物で会合を開き、昼食を食べながら、鐘の音を待っていた。彼らは時計が止められ、カトリック教徒が街路を通つて教会に急いで向かっている様子を見て、すぐに立ち上がり、バーゼル門を開けて市内に農民達を引き入れ、武器庫を占拠しようとした。しかし開門することはできたが、武器庫に向かう途中で市長の一向と遭遇

した。ヴェンギは蜂起の目的を尋ねると、反乱者達は、再び市内の教会に改革派の説教が許可されることを訴えた。市長は、武装の解除を条件にして、市参事会の開催と改革派の提案の審議を約束した。改革派は、武器庫を占拠する計画を断念し、路地に立てこもった。カトリック側の数的優勢の中で、ヴェンギは平和回復の交渉のため、両陣営を頻繁に行き来した。そして暫くして和解は成立し、両軍は武器を置いてその場を立ち去り、翌日に改革派の委員が市参事会に自分達の要望を提出することになった。⁽⁹⁸⁾

最初に改革派が移動したが、しかしカトリックは勢いに乗じて武器庫から火炮を取り出してそれを設置し、約束を破棄した。それを見て改革派は対岸に渡り、アーレ橋を落とし、陣をしいた。カトリックは、大砲を用いて、プロテスタント側が築いた防塁を破壊する準備を整えたが、しかし市長ヴェンギが砲撃を抑えていた。日中は散発的な小銃の発射が行われたが、夜間には戦闘は中止された。一〇月三十一日の朝に市参事会が開かれ、緊急事態について協議した。防備が強化され、食糧が確保され、砲撃は禁止された。攻撃する意志のない左岸に留まった改革派には、自宅を離れることは許されなかった。ベル

ンから市長ハンス・フォン・エルラッハなどの六人の使節が訪れ、仲裁を申し出た。しかし市参事会は、ゾーロトゥルンの近郊にまで押し寄せてきたベルンの農民達が退去するまでは、使節団と話し合うことを拒否した。そこでベルンの使節は、農民達を宥めて家に戻るように促した。一月一日には、仲裁は進展しなかった。血気にはやったカトリック教徒が、我慢できずにプロテスタント陣営に砲撃したが、大惨事には至らなかった。当初は反乱には加わらなかった改革派の指導者達であるハンス・フギ、ヴィンケリ、シュタルクらは敵陣を突破して、仲間のところに辿り着いた。ハンス・フギは、できるだけ多くの農民を集めて農村に騒乱を引き起こそうと画策した。ベルンの農民も集合し、ゾーロトゥルンへの進軍の準備が整っていた。シュタルクは急遽ベルンに向かい、軍事的援助を依頼した。一月二日にゾーロトゥルン市参事会は、市長ヴェンギを中心とする戦争委員会を設置した。ところが、一月三日の夜に改革派は静かに移動し、ベルン領ヴァンゲンへと向かったのである。この時カトリック側の戦力は、九〇〇人から一三〇〇人であり、それに対して改革派側は七〇〇人から一〇〇〇人であったと見積もられている。⁽⁹⁹⁾

その間に盟約者団の諸邦から、その他にヴァリスやバーゼル司教やコンスタンツからも、ゾーロトゥルンに仲裁のための使節が登場した。さらに反乱軍は、ヴァンゲンからヴィートリスバッハへと移動していた。長い折衝の末十一月一七日に、多くの使節の協力の下に、和解協定が締結された。ほとんどの改革派の人々は、軽い罰金刑を科されて家に帰ることを許された。しかし中心人物である八人の市民と四人の農民は、ゾーロトゥルン領内から追放された⁽¹⁰⁾。信仰の問題の決着については、この契約では言及されなかった。ただし市参事会は、改革派が領内の信仰に関しては権限を喪失したと解釈し、他の諸邦と同様に、公権力が宗派の問題を決定するという立場を主張したのである。一五三三年一〇月の改革派の反乱は、カトリック側の決定的な勝利で終わった。この事件を契機に約一五〇人がゾーロトゥルン領内を去り、改革派の邦に移住したと推定されている⁽¹¹⁾。一五三三年末から翌年の初めに市参事会は農村の全聖職者を罷免し、ミサを実施し、再カトリック化政策を遂行した。ただしブヒエックベルクでは、ベルンの影響によって例外的に改革派が優位を保持し続けたのである⁽¹²⁾。

結語

以上のような歴史的経過を辿ったゾーロトゥルンの宗教改革運動の特徴と失敗の原因については、次のように総括することが可能である。

第一に宗教改革を支持した社会層の中には、農民、船乗りツンフトの行動派、市参事会に所属する富裕階級、再洗礼派などが混在し、運動は決して均質で同じ意識を持ったグループによって担われてはいなかった。その結果、急進派と穏健派との間の意志疎通が不十分であり、改革派全体の方向性の統一や組織化ができずに、船乗りツンフトの人々が中心となって、一五三三年の武装蜂起へと暴発した。パウクは、宗教改革が多様なグループに主導されていた事実を認めながらも、カトリックと比較すれば、最も大きくより貧しいツンフトの人々に受容されてきたと判断した⁽¹³⁾。その見解に対しては、タルデントが反論しているが、史料が乏しいために、その問題に関しては完全な実証的裏付けは難しい。なお船乗りツンフトの人々は、職業上外界との接触が多く、新しい思想に触れる機会が豊富であったので、改革派に接近し易かつ

たとも考えられる。また市民権を持たない最下層の住民の活動は、史料の不足のため、不鮮明である。改革派は主に被支配階層からより多くの支持を受けていたが、彼らの全てから共感を得ていたわけではなく、しかも支配層までには十分には浸透しなかった。特に市参事会は、メラーの主張のように、ゾーロトゥルンでは全般的にブレーキの役割を果たした。さらに、市当局が再洗礼派に對して例外的に寛容な政策を採用したために、この地域では彼らの活動が根強く残存し、そのことが宗教改革の展開にとってマイナス効果をもたらし、統一的な改革運動が組織化できなかつた。⁽¹⁰⁵⁾

第二に都市のツunftや共同体は、ゾーロトゥルンでは圧倒的な多数を確保するほどには宗教改革を支持しなかつた。上述のシユテックが発見した史料によれば、鍛冶屋、靴屋、大工、船乗りという四つのツunftのみで改革派が過半数を占めた。⁽¹⁰⁶⁾ しかもそのツunft内でも九割を越すような多数の共感を得られず、宗派上分裂的であつた。宗教改革の共同体原理は、市内では世俗の共同体とは完全には融合しなかつた。他の諸都市でみられるように、「市民委員会」がツunftや教区共同体を中心に設立され、市参事会の契約相手として扱われ、彼ら

の抗議書が実定法として採用されることはなかつた。⁽¹⁰⁷⁾ ゾーロトゥルンでは既に「信仰条令」の中で部分的に個人の信仰の自由が容認されたので、宗教改革の導入の必要性を個々の共同体が痛切には感じなかつたのであろう。確かにツunftによる民主的な政治参加は、不十分ながらも、ある程度は制度化されていたが、都市門閥や拡大市参事会の政治的影響力も強く、彼らの多くは積極的に改革派を支持しなかつた。一〇一人の議員で構成される拡大市参事会が政治的主権を所持していたが、その中で改革派は三二人から三四人に過ぎなかつたという推定が残されている。⁽¹⁰⁸⁾ 議員の選出権を都市上層が掌握し、役員改選の際にカトリックに有利な状況を創出した。完全な民主制ではなかつたことが影響して、改革派は両派併存状況を維持することもできなかった。農村においては、市内以上に宗教改革の神学と世俗の共同体原理が結び付いたが、⁽¹⁰⁹⁾ 農民の意向よりも、市民の政治的意志が邦全体の宗教政策に反映したのである。

第三にゾーロトゥルンの宗教改革には、外的要因が強く作用した。ベルン公開討論会、バーゼルの宗教改革、そして第一次カペル戦争の結果が、この町の改革運動を活性化させた。特にベルンとの関係は最も重い意味を持

ち続け、両者間の外交的破綻はゾーロトゥルンの軍事的安全を脅かしかねない重大な危険性をはらんでいた。逆に第二次カペル戦争の影響よってゾーロトゥルンでは、カトリック勢力の立場が強化された。フランスとの外交関係も、深い影響を及ぼした。軍役によってフランスからの収入を得ていた上層階級は、傭兵制に否定的なツヴィングリ神学には魅力を感じなかった⁽¹⁰⁾。そのために、市長シユテエリなどに代表される改革派に親近感を持っていた有力者が、宗教改革の積極的な推進には躊躇した。一六世紀初にフランスの使節がゾーロトゥルンに居を構えていたが、宗教改革導入によつて、その退去に伴う経済的損失が重大な意味を持っていたのである。

第四に、改革派には傑出したリーダーが不在であった。初期の段階で人文主義者のデュールは退去し、ハラアの滞在は短期間に過ぎなかった。つまり、精神的支柱となる聖職者や政治的指導者が決定的に不足していた。それに対してカトリック側には優れた政治家、特に市長ヘポルトとヴェンギが中心となつて自己の勢力を統率し、役職の改選などの巧みな政略を通してプロテスタントを翻弄した。特に重要であつたのは、公開討論会の延期に成功し、宗教改革が導入される寸前の状況を巧妙に回避し、

最終的には事実上の中止に持ち込むことを可能にした事実である。

第五に、ゾーロトゥルンでは既に教会財産の国有化や市当局による聖職者への管理や統制が進展し、古き教会諸制度が衰退していたために、宗教改革に伴う経済的利益が乏しかった。しかも、幾つかの「信仰条令」の中には、聖職者の不正や倫理的墮落を糾弾する内容が多く含まれていたことから、市参事会には教会勢力に対する民衆の不満がある程度は政策に反映させる姿勢が認められ、カトリック教会内での改革が部分的に成功したと推定される。それによつて聖職者の幾つかの諸特権や不正が除去され、民衆から激しい反教権主義は形成されなかった。

第六に、ゾーロトゥルンでは農村から都市へ改革思想が流入するという特殊な経路を辿つた。恐らくバーゼルやベルンから来た新しい思想は、直接市内にもたらされるよりも、農村を経由して流れ込んできたものと想定される。しかも、終始農村の方が都市よりも改革派の支持率が高かつたのである。ゾーロトゥルンのような地方の中都市の場合には、思想や文化的側面において、外部からの影響を受け易く、周辺農村に対して十全に中心地的機能を果たすことができなかつた。確かにゾーロトゥル

ンは学問・芸術・文化・教育に側面において特別に停滞していた町ではなかったが、市内には出版業は未発達のままであったため、社会批判の精神的雰囲気は十分には醸成されず、チューリヒやバーゼルのように、独自の新しい思想や文化を創造するような拠点とはならなかった。従ってメラーの理論は、中心地性の高い大都市の方により適合するのであって、ゾーロトゥルンのように外部からの政治・社会・経済・文化的な影響に左右されがちな大都市の場合には、共同体的原理以外の複合的な要素が絡み合ってしまったのである。特にゾーロトゥルンにとって宗教改革の導入は、単なる信仰上の事柄だけではなく、ベルンからの政治的圧力に屈して、自由都市としての自由と自治を脅かすような重大な問題を包含していたのである。

註

- (1) Arthur G. Dickens, *The German Nation and Martin Luther*, London 1974, S. 182.
- (2) Bernd Moeller, *Reichsstadt und Reformation*, Gütersloh 1962. [森田安一・棟居洋他訳『帝国都市と宗教改革』(教文館、一九九〇年)。]
- (3) メラー説に対する主な批判として、彼の理論適用対

ゾーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折

象を帝国都市の宗教改革に限定し過ぎたこと、支配者と被支配層との間にある程度共有された一体的な共同体意識を想定したこと、宗教改革の導入に際して市参事会の役割を軽視したこと、ルターとツヴィングリの思想的差異を強調したことが挙げられる。vgl. 中村賢二郎・倉塚平編『宗教改革と都市』(刀水書房、一九八三年)七〇〜七九頁。瀬原義生『ドイツ中世都市の歴史の展開』(未来社、一九九八年)六〇九〜六一七頁。渡辺伸『宗教改革と社会』(京都大学学術出版会、二〇〇一年)五二〜五八頁。

- (4) Peter Blicke, *Gemeindereformation. Die Menschen des 16. Jahrhunderts auf dem Weg zum Heil*, München 1985; *Die Reformation im Reich*, 2. überarbeitete und erweiterte Auflage, Stuttgart 1991. [田中真造・増本浩子訳『ドイツの宗教改革』(教文館、一九九一年)。]

- (5) Manfred Hanemann, *The Diffusion of the Reformation in South-Western Germany, 1518-1534*, Chicago 1975; 渡辺、前掲『宗教改革と社会』一九三〜二二五頁。

- (6) 邦語のスイス都市の宗教改革研究には、次の文献がある。倉塚平「ジュネーヴ神政政治の体系」(『歴史学研究』二七四、一九六三年)。同上「ジュネーヴ神政独裁の理念と形態Ⅰ〜Ⅲ」(『政経論叢(明治大)』二九・五一九六〇年、三〇・三／四、一九六一年、三一・二、一九六二年、三三・二、一九六四年)。同上「中世市民意識とプロテスタントリズム」(『歴史学研究』二五九、一九六一年)。和田光司「ジュネーヴ宗教改革の基本的性格

- について」(『西洋史論叢』九、一九八二年)。井口吉男「ジュネーヴ宗教改革前史」(『法学雑誌』三七・二、一九九〇年、三七・三、一九九一年、三八・一、一九九一年)。森田安一「宗教改革前におけるチューリヒの教会政策」(『歴史学研究』三八八、一九七二年)。同上「スイス中世都市史研究」(山川出版社、一九九一年)。柳沢伸一「宗教改革期バーゼルの民衆運動」(『歴史(東北大)』第五〇輯、一九七七年)。瀬原義生「バーゼル市における宗教改革の貫徹」(『立命館文学』五六〇、一九九九年)。
- (7) Alfred Wyser, *Der Staat Solothurn an der Wende vom 15. zum 16. Jahrhundert*, Diss.Uni.Bern 1948, S. 30; Babara Paul, *Gescheiterte Reformation in Solothurn? Studien zur solothurnischen Kirchen- und Religionsgeschichte in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, Liz. Arbeit Uni. Basel 1984, S. 10.
- (8) Bruno Amiet, Solothurn im Wandel der Zeiten, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte* Bd. 7, Solothurn 1934, S. 179-180.
- (9) Ebenda, S. 186; Ferdinand Eggenschwiler, Die territoriale Entwicklung des Kantons Solothurn, in: *Mitteilungen des Historischen Vereins des Kantons Solothurn* Heft 8, Solothurn 1916, S. 9, S. 20.
- (10) Charles Studer (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Solothurn Bd. 1: die Rechtsquellen der Stadt Solothurn von den Anfängen bis 1434 (Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen X)*, Aarau 1949, S.16-19, S. 21-22, S. 29-30; Bruno Amiet, *Solothurnische Geschichte* Bd. 1, Solothurn 1952, S. 218-235.
- (11) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn Bd.1.a.a.O.*, S.155-157; Bruno Amiet, *Die solothurnische Territorialpolitik 1344-1532*, Diss.Uni.Basel 1929, S. 2-5; Wyser, *Staat*, a. a. O., S.30-33.
- (12) Bruno Amiet, Die solothurnischen Bauernunruhen in den Jahren 1513 und 1514 und die Mailänder Feldzüge, in: *Zeitschrift für schweizerische Geschichte* 21 (Heft 4), Zürich 1941, S. 656.
- (13) Kurt Meyer, Solothurnische Verfassungszustände zur Zeit des Patriziates, in: *Mitteilungen des Historischen Vereins des Kantons Solothurn* Heft 10, Olten 1921, S. 21-22.
- (14) Emanuel Tardent, *Gescheiterte Stadtformationen. Solothurn, Rottweil, Erfurt - ein Vergleich*, Liz.Arbeit Uni.Bern 1994, S. 2-4.
- (15) André Zünd, *Gescheiterte Stadt- und Landformationen des 16. und 17. Jahrhunderts in der Schweiz*, Basel 1998, S. 73-74.
- (16) Amiet, Bauernunruhen, a.a.O., S.655; ders., *Geschichte* Bd.1, a. a. O., S.256, S.263; Eggenschwiler, *Entwicklung*, a. a. O., S. 30-31.
- (17) Wyser, *Staat*, a.a.O., S. 56, S. 151-152.
- (18) 史料は1334年に旧市参事会員の存在が確認され、新市参事会員の名称は1377年から現れる。両市

参事会員ともにツンフトを母体にして選出され、前者が各ツンフトから一名、後者が二名という定員であった。Vgl. Gotthold Appenzeller, Das solothurnische Zunftwesen, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte* Bd. 5, Solothurn 1932, S. 13.

(91) Tardent, *Geschichtete Stadtreformationen*, a. a. O., S. 49. ソーロトゥルンでは複雑な選挙制度によつて、市民層の自由な政治的決定権が妨げられ、既に中世末から都市門閥体制化への芽が形成されていた。Vgl. Meyer, *Solothurnische Verfassungszustände*, a. a. O., S. 36.

(92) Zünd, *Geschichtete Stadt- und Landreformationen*, a. a. O., S. 73; Appenzeller, *Das solothurnische Zunftwesen*, a. a. O., S. 15-16.
 (21) 有力家族は複数のツンフトに一族を所属させ、そのから市参事会員を輩出させ、政治的影響力を維持した。Ebenda, S. 11-17.

(22) Tardent, *Geschichtete Stadtreformationen*, a. a. O., S. 2.
 (23) Hans Haefliger, *Solothurn in der Reformation*, Diss. Uni. Bern 1940, S. 7-8; Amiet, *Geschichte* Bd. 1, a. a. O., S. 261-263, S. 444-454.
 (24) Meyer, *Solothurnische Verfassungszustände*, a. a. O., S. 36.

(25) Pauk, *Geschichtete Reformation*, a. a. O., S. 7; Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 8-11, S. 136-138.
 (26) Tardent, *Geschichtete Stadtreformationen*, a. a. O., S. 49.
 (27) Wyser, *Staat*, a. a. O., S. 14; Amiet, *Territorialpolitik*,

ソーロトゥルンの宗教改革運動とその挫折

a. a. O., S. 239-247.

(28) Tardent, *Geschichtete Stadtreformationen*, a. a. O., S. 1.
 (29) 例々次次の中継ぎ参照。Charles Studer (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons Solothurn Bd. 2: Mandate, Verordnungen, Satzungen des Standes Solothurn von 1435 bis 1604 (Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen X)*, Aarau 1987, S. 161-164.

(30) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 8-11, S. 134.
 (31) Michael Schmid, *Staat und Volk im alten Solothurn, in: Basler Beiträge zur Geschichtswissenschaft* 95, Basel 1964, S. 86-95; Appenzeller, *Das solothurnische Zunftwesen*, a. a. O., S. 28-42.
 (32) Ebenda, S. 42-70.

(33) Pauk, *Geschichtete Reformation*, a. a. O., S. 14.
 (34) Zünd, *Geschichtete Stadt- und Landreformationen*, a. a. O., S. 84.
 (35) Bruno Amiet/Hans Sigrist, *Solothurnische Geschichte* Bd. 2, Solothurn 1976, S. 7-9.

(36) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 29.
 (37) ヌルネー、龍野『帝國難世の宗教改革』三三五頁。
 (38) Emil Egli/Georg Finsler/Walther Köhler (Hgg.), *Huldreich Zwinglis Sämtliche Werke Bd. 7 (Corpus Reformatorum XCIV)*, Leipzig 1911-1935, S. 589-596; ebenda Bd. 8, S. 15, S. 46-48.

(39) Ludwig Rochus Schmidlin, *Solothurns Glaubenskampf und Reformation im 16. Jahrhundert*, Solothurn 1904, S.

- 12.
- (40) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 30; Emil Hugi, Die Reformation in der Stadt Solothurn, in: Separatabdruck aus dem „Sonntagsblatt“ der *Solothurner Zeitung* Nr. 24-27, 1945, S. 3.
- (41) Amiet/Sigrist, *Geschichte* Bd. 2, a. a. O., S. 8-10; Rudolf Steck, *Die Reformation in Solothurn. Dem Volke auf Grund der Akten erzählt*, Andelfingen 1906, S. 8.
- (42) Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 13.
- (43) Tardent, *Gescheiterte Stadtreformationen*, a. a. O., S. 8.
- (44) Rudolf Steck/Gustav Tobler (Hgg.), *Aktensammlung zur Geschichte der Berner Reformation 1521-1532*, Bern 1918-1923, S. 155-156. [三十一' AGBRef.ノ資料°]
- (45) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 149-151.
- (46) Zünd, *Gescheiterte Stadt- und Landreformationen*, a. a. O., S. 77.
- (47) Vgl. 拙稿「近代初期におけるソーロトウムの農奴制問題について」(『史詩』第七〇巻第三・四号 1100-1101年 1100-1100年)°
- (48) Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 40.
- (49) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 32.
- (50) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 155-156.
- (51) Johann Strickler (Hg.), *Aktensammlung zur Schweizerischen Reformationsgeschichte 1521-1532* Bd. 1, Zürich 1877/1884, S. 470-472.
- (52) Tardent, *Gescheiterte Stadtreformationen*, a. a. O., S. 12.
- (53) Hugi, Die Reformation in der Stadt Solothurn, a. a. O., S. 15.
- (54) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 166-167.
- (55) *Ebenda*, S. 167-174.
- (56) *Ebenda*, S. 173.
- (57) *Ebenda*, S. 193-195; Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 35.
- (58) *AGBRef.*, S. 560-562, S. 638; Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 101.
- (59) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 176-186.
- (60) Tardent, *Gescheiterte Stadtreformationen*, a. a. O., S. 15-16.
- (61) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 186-188.
- (62) *Ebenda*, S. 195-196.
- (63) Amiet/Sigrist, *Geschichte* Bd. 2, a. a. O., S. 17-18.
- (64) *AGBRef.*, S. 1113.
- (65) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 38.
- (66) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 197.
- (67) *Ebenda*, S. 196-203.
- (68) *Ebenda*, S. 204-208.

- (65) Charles Studer, Die solothurnischen Reformationsmandate (ein Versuch zur Glaubensfreiheit), in: Arthur Häf­liger et al. (Hg.), *Festgabe Franz Josef Jeger*, Solothurn 1973, S. 63.
- (66) Hans Haefliger, Die solothurnischem Volksanfragen vom Jahre 1529 über die konfessionelle Zugehörigkeit, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte* 11, Solothurn 1863, S. 144-146.
- (67) Tardent, *Gescheiterte Stadtreformationen*, a. a. O., S. 24.
- (68) Rudolf Steck (Hg.), *Berchtold Hallers Reformationsver­such in Solothurn (1530), nach seinen eigenen und Niklaus Mannels Briefen*, Bern 1907, S. 7-8.
- (69) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 56-57.
- (70) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 208-211.
- (71) Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 166-174; Amiet / Sigrist, *Geschichte* Bd. 1, a. a. O., S. 19-22; *AGBRef.*, S. 1224, S. 1231-1232.
- (72) Steck, *Reformation in Solothurn*, a. a. O., S. 14.
- (73) ヴーロトゥールの再洗礼派については、次の文献を参照。Gothold Appenzeller, Solothurner Täuferum im 16. Jahrhundert, in: *Festschrift Eugen Tatarinoff*, Solothurn 1938, S. 110-134; ders., Beiträge zur Geschichte des So­lothurner Täuferums, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte* Bd. 14, Solothurn 1941, S. 57-89.
- (74) Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 142-44; Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 47-48.
- (75) Zünd, *Gescheiterte Stadt- und Landreformationen*, a. a. O., S. 80.
- (76) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 58-59.
- (77) Steck, *Reformation in Solothurn*, a. a. O., S. 21.
- (78) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 64-66.
- (79) Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 177-180; Amiet / Sigrist, *Geschichte* Bd. 2, a. a. O., S. 23-26.
- (80) Eberda, S. 27-30; Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 80-81.
- (81) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn* Bd. 2, a. a. O., S. 220-223.
- (82) Rudolf Steck, Päpstliche und Evangelische in So­lothurn zur Reformationszeit, in: *Neues Solothurnisches Wochenblatt* 2, Nr. 1 und 2 (12.1 und 19.1.1912), S. 2-7, S. 12-14. その史料によれば、ソント毎の宗派構成は、以下のようになっていた。カトリックと改革派の比率は、鍛冶屋ソントでは二三対二五、肉屋では一七対一〇、靴屋では一一対一六、仕立て屋では一七対一三、飲食店では一三対九、織工では二三対七、パン屋では二二対六、大工では一八対二四、建設業者では一八対九、船乗りでは九対二五、皮なめ工では一七対七であった。
- (83) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 135.
- (84) Eberda, S. 84-100, S. 128-134.
- (85) 拙稿「前掲「ソーロトゥールの農奴制問題につい」七八頁。

- (96) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 124-126.
- (15) *AGBRef.*, S. 1438-1439.
- (97) Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 260.
- (98) *Rechtsquellen des Kantons Solothurn Bd. 2*, a. a. O., S. 233-235.
- (95) Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 270.
- (95) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 164.
- (96) Amiet/Sigrist, *Geschichte Bd. 2*, a. a. O., S. 31-36.
- (96) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 176-177.
- (98) *Ebenda*, S. 187-189; Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 285-287.
- (96) Haefliger, *Reformation*, a. a. O., S. 197; Amiet/Sigrist, *Geschichte Bd. 2* a. a. O., S. 38-42.
- (98) 中世の Hans Hugli, Hans Heinrich Winkli, Urs Stark, Urs Dürr, Rudolf Roggenbach, Hans Roggenbach, Hans Hubler, Heinrich von Arx 農政 Hans Groilmund, Hans Meyenblust, Uli Glaser, Dionysius Näf 領土 Hans による。Vgl. Schmidlin, *Glaubenskampf*, a. a. O., S. 302-306.
- (10) Amiet/Sigrist, *Geschichte Bd. 2*, a. a. O., S. 43-45. 中世の数々の計算と研究を参照。Vgl. Steck, *Reformation in Solothurn*, a. a. O., S. 36.
- (20) Gotthold Appenzeller, Die Vereinbarungen der Stände Solothurn und Bern über die kirchlichen Verhältnisse im Bucheggberg vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte Bd. 25*, Solothurn 1956, S. 222-245.
- (98) Pauk, *Gescheiterte Reformation*, a. a. O., S. 19-20, S. 22-24, S. 30-33, S. 40, S. 44, S. 79.
- (10) Tardent, *Gescheiterte Stadtreformationen*, a. a. O., S. 52-57.
- (105) Markus Angst, Warum Solothurn nicht reformiert wurde, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte Bd. 56*, Solothurn 1983, S. 23.
- (106) 註(98)を参照。
- (107) 市民委員会によるのは、以下の文献などを参照。棟居洋『ドイツ都市宗教改革の比較史的考察』(国際基督教大学比較文化研究会、一九九二年)四七頁。ブリックマン『前掲『ドイツの宗教改革』一七九頁。
- (108) Tardent, *Gescheiterte Stadtreformationen*, a. a. O., S. 56.
- (109) 農村宗教改革については、次の文献を参照。Lukas Ruedy, Bauernkrieg und Reformation in der solothurnischen Vogtei Thierstein, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte Bd. 74*, Solothurn 2001, S. 51-189.
- (11) 軍役収入なしでは、その後の門閥体制化は不可能だったと推定される。Vgl. Meyer, *Solothurnische Verfassungszustände*, a. a. O., S. 70.

(20) Gotthold Appenzeller, Die Vereinbarungen der Stände Solothurn und Bern über die kirchlichen Verhältnisse im Bucheggberg vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart, in: *Jahrbuch für solothurnische Geschichte Bd. 25*, Solothurn